

令和7年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年9月11日（木）

○阿野れい子議員（登壇）

公明党の阿野れい子でございます。

通告に基づきまして、8項目について質問いたします。

1項目め、プレコンセプションケアの推進についてお伺いします。

プレコンセプションケアとは、直訳すると健康な妊娠・出産を目指すケアですが、近年では若い世代の男女の健康を目指す取組と広い意味で捉えられて、国際的にも広がっている新しい概念です。これは、生活習慣病の予防、心の健康づくり、そして望むときに望む形で妊娠・出産を迎えられるようにするために欠かせないものです。

本年5月、こども家庭庁はプレコンセプションケア推進5か年計画を策定しました。この計画の大きな目的は、妊娠する前からの健康づくりを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることです。

公明党では、令和5年5月に、党女性委員会が政府に対しプレコンセプションケアの充実を提言し、識者との意見交換を重ねるなど、以前よりプレコンセプションケアの普及を推進してきました。

本市においては、中西議員が令和6年第1回、第4回定例会の一般質問で二度にわたりプレコンセプションケアを取り上げ、推進、充実を訴えております。

このたびの国による推進5か年計画の策定は、これまで学会や一部自治体で独自に進めてきた取組に対し、国として初めて体系的な方針を示したものであり、大変に意義のあるものと考えます。

そもそも、なぜ今、プレコンセプションケアが必要なのでしょうか。

日本では、妊娠に伴う母親の死亡率、周産期の子どもの死亡率は日本が世界でも特に低いことから、プレコンセプションケアは必要ないと思われるかもしれません。

しかし、晩婚化や若い女性の痩せ過ぎなどにより、リスクの高い妊娠・出産が増える傾向にあります。

日本の若者は、女性だけでなく男性も健康に関する情報を入手し、理解・活用する能力、いわゆるヘルスリテラシーが諸外国と比べて低く、性と生殖に関する健康にも課題があります。

例えば、栄養やワクチンなどの知識の普及が不十分なため、生まれてくる子どもの神経管閉鎖障害は妊娠前からの

葉酸の摂取でリスクを減らすことができますがよく知られておらず、摂取が広がっていません。

また近年、SNSやメディアでも痩せていることが美しいと、痩せていることが賞賛されるような傾向があり、無理なダイエットや極端な食生活をする若い女性が増えていきます。

そうした痩せ過ぎの女性が出産した場合、母親の栄養摂取不足によって低体重児の出産につながりやすく、そしてその子どもは、長い目で見ると心臓や腎臓の疾患、糖尿病などが進みやすいといった健康上の懸念もあります。

また、痩せ過ぎは月経異常や無月経など引き起こし、卵巣が正常に機能しなくなることで不妊のリスクも高まります。

ですから、妊娠の希望はあくまでも個人の自由ではあるものの、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや、将来の健康を考えての健康管理を行うプレコンセプションケアが必要なのです。

こうした現状を踏まえて、国が進めるプレコンプレションケア推進5か年計画では、性や妊娠、健康に関する正しい知識の普及と情報提供、相談支援の充実と医療機関などにおける専門的な相談支援の充実の3つを掲げ、取り組むことを目標としています。

本市では、母子保健事業や不妊治療助成、こどもの未来健康支援センターみらいえを拠点とした女性や若者の支援など、一定の取組が行われています。

特に、みらいえではライフデザインや健康に関するプレコンセプションケアセミナーを開催し、セミナー参加者にはプレコンセプションケア健診費の助成を行っています。ほかに卵子凍結の費用助成など全国的にも先進的な取組を展開していると承知しています。

しかしながら、いくつかの課題も見えます。

そこで、以下4点についてお伺いいたします。

1点目は、プレコンセプションケアの現状について。

プレコンセプションケアという考え方自体が、市民の間に十分に浸透していないということが一番の課題と考えられます。もっと言えば、プレコンセプションケアという言葉すら聞いたことがないという方が大半と思われます。

市として、市民の認知度や現状の課題認識についてお聞かせください。

2点目は、若い世代への認知度向上と情報発信について。

特に、若い世代に妊娠前からの健康管理の大切さを伝える機会が不足しており、情報が届きにくいことも大きな課題です。妊娠や出産に関心が高まるのは結婚後あるいは妊活を始めてからというケースが多く、10代後半から20代前半は関心も薄いのが現状です。

国の計画では、プレコンセプションケアに関する若い世代の認知度を5年後には80%以上に整備することが目標となっています。

若い世代への認知度向上、情報発信、さらに啓発をどのように推進していきますか。具体的にお聞かせください。

3点目は、相談支援体制について。

現状では、相談支援や医療機関との連携が体系的に整っていないことも課題です。相談をしたくとも相談の窓口がどこにあるのか分からない人も多いのではないのでしょうか。

国の計画では、一般的な健康相談と基礎疾患などを抱える方のために専門的な相談支援体制の両面を整備することが求められています。本市としてはどのように整備を進めていきますか。お聞かせください。

4点目は、オンライン活用の提案です。

様々な課題がある中で、国の計画を踏まえ、本市におけるプレコンセプションケアのさらなる推進が求められています。これからの取組に必要なのは、オンラインを活用した新しい戦略ではないかと考えます。

神奈川県ではウェブ広告やYouTubeを活用し、京都府では大学連携のオンラインセミナーを実施しています。さらにはLINEを使った匿名相談窓口を設ける自治体もあります。

今の若い世代は、情報収集の多くをSNSや動画から得ており、オンラインでの接点を整えることが、若者また市民全体への普及と行動変容につながると考えます。

そこで、SNSや動画を活用した若者への情報発信、オンラインセミナーや動画教材の常設公開、LINEなどを活用した匿名の相談窓口など、他都市で成果を上げているオンラインを活用した取組を本市でも取り入れることを検討してはどうかと考えます。ご見解をお伺いいたします。

2項目め、安心して搾乳ができる環境づくりの推進についてお伺いします。

近年、女性の社会進出が進み、出産後も職場復帰を目指す母親が増えています。

その一方で、授乳期にある母親にとって、外出先や職場

などで安心して搾乳できる場所が少ないことが大きな課題となっています。

また、現在、多くの人が利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいません。

例えば、1,500グラム未満で生まれた極低出生体重児と言われる赤ちゃんはNICU等に入院となるため、母親は入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る必要があります。

しかし実際には、搾乳をするために母親が1人で授乳室に入ることにためらいがあったり、周囲の視線を気にして遠慮することがあると聞いています。

中には1人で授乳室を利用して搾乳していた際に、「赤ちゃんが一緒にいないのに、1人で一体何をしているのか」と、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたケースもあります。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳が作られるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり乳腺炎等を発症する恐れがあり、数時間ごとに搾乳する必要があります。

しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲の方が搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで搾乳し母乳を捨てたことがあるといったお話もお伺いしました。

世界保健機関とユニセフは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールを求めるよう求めています。

海外では、企業に対して従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。

しかし、国内においてはそうした理解と環境整備が進んでおらず、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている公共施設や、大型商業施設においてもまだまだその数は少ないのが現状です。

本年1月16日の参議院予算委員会では、公明党の佐々木さやか前参議院議員が、国土交通省のバリアフリーガイドラインに、授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めました。

それを受け、国土交通省では、本年、子育て世代が安心

して外出先で授乳や搾乳、トイレ利用ができる環境整備をするため、子育てバリアフリーガイドラインの改正を行ったところでもあります。

女性が出産後安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設での積極的な環境整備と民間への波及的な取組が必要と考えます。

そこで、以下3点について伺います。

1点目は、公共施設における搾乳環境の整備状況について。

姫路市役所、保健センター、みらいえ、市民会館などの公共施設において、安心して搾乳できるスペースの整備状況について伺います。授乳室は存在しても搾乳専用スペースが十分でないとの声もありますが、現状をどのように認識していますか。

2点目は、民間施設や事業所との連携について。

長時間の外出や通勤、職場での勤務の際、適切な環境が整っていないと、母親の心身の負担が増します。民間施設や企業に対し、安心して搾乳できる環境整備を促すことも必要と考えますが、ご見解をお伺いします。

3点目は、搾乳マークの掲示及び子育て世代への情報提供について。

神奈川県では、リトルベビーとその家族に対する支援を行っています。その中で、搾乳ができることを示すシンボルマークを作成し、公共施設や商業施設等の授乳室に掲示し、県民に搾乳に関する理解を広く促進しています。

本市でも公共施設や商業施設の授乳室に搾乳マークを掲示し、搾乳ができることが分かるようにしてはいかでしょうか。ちなみにこのシンボルマークは申請不要で使用するができます。

また、現在も、姫路市公式LINEにて、乳幼児との外出中に授乳やおむつ交換などに立ち寄れる「あかちゃんの駅」を調べる機能がありますが、こちらに外出先で搾乳ができる場所の情報を加え、安心して外出できるよう情報発信をしてはどうかと考えます。ご見解をお伺いします。

3項目めは、「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた取組について伺います。

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない全ての子どもを対象に、保育所・こども園において、保護者の就労にかかわらず月10時間の範囲内で定期的な預かりを行うものです。家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わ

る機会を設けることは、全ての子どもに保育・教育の機会を保障するという意義があり、子どもの権利に根差した画期的な制度です。

子育てには喜びに満ちた時間であるとともに、息もつかないほど大変な場面の連続です。保護者にとっても月に一定時間子どもと離れ、自分のための時間を過ごすことは、自分を取り戻すことができるなど心の余裕を生み、育児の負担軽減につながります。

とりわけ、孤立しがちな子育て家庭や育児の不安を抱える保護者にとって身近な支援となる可能性があり、子どもを真ん中に据えた社会づくりを目指す取組として、大きな期待が寄せられています。

本市においては、令和6年度から公立の3施設で試行的実施がスタートしており、本年度からは、私立も含めた10施設でモデル事業を開始しております。子育てしやすいまちの実現に向け、本制度の本格導入は大きな契機となるものと考えます。

そこで、以下5点について質問いたします。

1点目は、制度本格実施に向けた市の基本的な方針について。

こども誰でも通園制度の趣旨に対し、本市としてどのような基本的な考え方をもち、どのような姿勢で取り組もうとしているのかをお伺いします。

2点目は、実施施設の選定方針について。

令和8年度からの本格実施に向けて取り組んでいる神戸市においては公募方式を採用し、地域ニーズや施設間のバランスを考慮して選定しています。本市においては、手を挙げた施設全てに認可を与えるのか、神戸市のように一定の基準で選定を行うのか、選定基準の方針をお伺いします。

3点目は、受入体制整備の現状と課題について。

制度の本格実施に当たっては、保育所や認定こども園等の受入施設や保育士の人材確保など幾つかの課題があると考えられます。現時点での施設側の受入体制整備の進捗状況、並びに市が把握している課題についてお聞かせください。

4点目は、「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」の両立について。

一時預かり事業も保護者の就労や通院、その他突発的な用事などで子どもを預けなければならないときに子どもを一時的に預かる事業であり、子育てを支える役割を担っています。

この一時預かり事業はスポット的に利用するものですが、こども誰でも通園制度の導入によって縮小されることがないようにしていただきたいと思います。

本市としましては、両制度をどのように整理し、両立させていくのかお聞かせください。

5点目は、保護者のニーズを反映した制度設計について。令和6年に本市が実施した子育てに関する市民アンケートの結果では、本制度が本格実施された際に利用したいと思うかの質問に対し、約5割の方が利用したいと回答しており、利用したいと答えた人に1か月当たり何日利用したいかの質問では、月に19日～20日が最も多い結果となっています。

国の示す制度では月10時間までを上限としており、子育て世帯のニーズとの乖離があります。

また、預けたい時間帯の希望としては9時からが最も多く54.6%となっており、ニーズのある時間帯に利用希望者が集中する可能性が高いことが予想されます。

こうした子育て世帯のニーズに応えるため、利用時間の幅や弾力的な運用を検討されるお考えはあるのかお伺いします。

4項目めは、学校制服・体操服リユース制度の創設についてお伺いします。

近年、子育て世帯の経済的負担の軽減や循環型社会の実現に向け、学校制服・体操服のリユースを制度的に整備する自治体が増えております。

学校制服は一式数万円に及び、体操服やかばんなどを合わせるとさらに大きな出費となります。特に複数の子どもを持つ世帯や独り親家庭にとっては急なサイズアウトで買い替えが重なると、家計への負担はさらに大きなものとなります。

一方で、卒業や成長で着られなくなった制服が家庭に眠り、廃棄される現状も少なくありません。

こうした2つの課題を同時に解決する有効策が、自治体主導のリユース制度です。環境庁でも、制服等を含めた使用済製品のリユースの取組を積極的に促進しています。

本市においても、保護者の声として、学校の制服や体操服を再利用できる仕組みを整えてほしいという要望が寄せられており、そうした保護者の切実な声を受け止める必要があると考えます。

現在、本市でも一部民間やボランティア団体が制服リユースの取組をしておりますが、全市的な取組には至ってお

りません。そのため、利用できる人と提供できる人とのマッチングが十分に行われていないのが課題であります。制服は学校ごとにデザインや仕様が異なるので、効率的に循環させるためには学校単位でのリユースの仕組みを整えることが理想です。

例えば、学校ごとにリユースに取り組む場合としては、卒業時にPTAや保護者会が中心となり、制服を回収・提供する方式、入学説明会や制服採寸日に合わせてリユース制服を展示・提供する方式、学校内に制服バンクを設置し、随時貸与・譲渡が可能な仕組みを整える方式などが考えられます。

ほかに先進的な取組をしている自治体を参考にとすると、千葉県柏市では市が窓口となり、不要になった中学校制服をウェブで登録し、提携クリーニング店で受け渡し、衛生管理まで行う柏市制服バンクを運用しています。就学援助世帯を中心にマッチングする設計で、官民連携により低コストでの制度を実現しています。

神奈川県相模原市では、市役所や合同庁舎に学生服等回収ボックスを設置し、寄附を広く受け付け、就労支援事業所で補修の後、地域のリユース店を通じて安価で提供しています。

また、北九州市や滋賀県彦根市などでは、学生服メーカー・資源循環企業と連携し、学校に回収ボックスを設置してから回収からリサイクル・再生品化まで見据えた制服・体操服の循環型プロジェクトを推進しています。これらの自治体以外にも各自治体で工夫を凝らした制服リユースの取組を展開しているようです。

以上を踏まえ、以下2点についてお伺いします。

1点目、本市における制服や体操服のリユースの現状はどのようになっていますか。

2点目、本市としてリユースを推進するための制度を創設することについてのお考えをお聞かせください。

5項目めは、奨学金返還支援制度の拡充についてお伺いします。

現在、多くの若者が大学等で学ぶために奨学金を利用しておりますが、その返還の負担が就職や結婚、子育てといったライフステージに大きな影響を与えております。実際に奨学金の返還がある人と結婚することにマイナスのイメージを持つ方も多く、婚活や結婚に踏み切れない若者が多くいることも事実です。

そうした中、本市では令和6年度からひめじ創生奨学金

返還支援制度を創設し、播磨圏域連携中枢都市圏内で就職した若者の奨学金返還を支援する取組を開始されたことは大変に評価すべきであると思います。

しかしながら、現在の制度では、対象人数や支援額に一定の制限があり、必ずしも多くの若者が恩恵を受けられる状況ではありません。全国的には、自治体独自で返還額の上限を引き上げたり、就職分野を限定せず幅広く支援をするといった先進事例も見られます。さらに企業と自治体が共同で支援金を拠出するマッチング方式を導入している地域もあり、地域全体で若者を応援する仕組みづくりが進められています。

そこで、以下3点について伺います。

1点目は、制度の利用実績と効果について。

ひめじ創生奨学金返還支援制度のこれまでの利用実績と効果について、本市としてどのように評価されているのかお聞かせください。

2点目は、制度の対象となる業種について。

対象となる業種が限定されていますが、どのような理由によるものですか。

3点目は、制度の対象枠や支援額の拡充について。

現行の制度では対象者の範囲が限定的であると考えます。播磨圏域連携中枢都市圏内で勤務する場合となっており、なおかつ就職先の業種が限定されています。就職先を限定せずに、支援の対象となる枠の拡大を検討できませんか。

また、支援額についても、返還額が大きい人に対しては実際の負担軽減効果が十分でないとの声があります。奨学金返還に苦しむ若者を幅広く支援する仕組みへの見直しが必要と考えます。

また、現行の制度では公務員が対象から除外されています。しかし、東京都では公立学校の教員を対象に代理返還制度を導入して、若手人材の確保・定着に活用している例があります。本市においても、地域の教育を担う教員の人材確保は大きな課題です。

そこで、教員をはじめとする一定の公務員についても返還支援の検討をする余地があるのではと考えます。ご見解をお伺いします。

6項目めは、障害者移動支援事業の充実について伺います。

障害のある方が安心して外出し、地域での暮らしや社会参加を実現するためには、移動の自由を保障することが不可欠です。その移動の自由を支えているのは、障害者総合

支援法に基づく地域生活支援事業の1つである移動支援事業です。

地域生活支援事業とは、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり地域の特性や利用者の状況に応じ実施する事業です。

本市においても移動支援事業が行われております。障害のある方にとって、この移動支援のサービスは、通院や買物、余暇活動などに欠かせないものであり、それは障害のある方ご本人だけではなく、ご家族にとっても大変重要な役割を担っています。

しかしながら、現場の事業所からは次のような課題が指摘されています。

まず一番の課題は、人材不足です。移動支援を担うのはガイドヘルパーですが、少子化、ヘルパーの高齢化などもあり、移動支援を行う事業所での人材確保が困難になっているとのことです。もちろん移動支援事業だけに限った話ではなく、福祉事業全般のことでもあります。人材不足を引き起こす一番の大きな要因は給付費の低さにあると思われます。

本市が定めている移動支援の給付費の単価は低水準のため、移動支援を担うガイドヘルパーの処遇改善が進まず、人材不足が深刻化を招いていると考えます。

また、人材不足によりサービスを提供できる事業所が限られてきており、新たな参入や継続の大きな障壁となっているのが現状です。

また、ガイドヘルパーの人材不足は、当然のことながら移動支援のサービスを受けたい方へ与える影響が大きく、希望する時間帯に支援が受けられない、あるいは利用を断念せざるを得ないケースも生じています。夜間・休日は対応がさらに厳しいため、利用したくてもできない現状になっております。

また、制度上、移動支援の対象が通勤・通学・営利活動を除外しているため、障害のある方の生活実態に合わない場面もあります。これらの課題は、障害のある方の社会参加を妨げる要因となり、結果として地域での自立生活に支障を来していると考えます。

そこでお伺いいたします。

1点目は、移動支援事業の利用実績について。

本市における移動支援事業の利用実績と、利用希望が叶

わなかった件数についてどのように把握されていますか。

2点目は、報酬単価について。

移動支援事業所の経営の大半を占める人件費は、最低賃金の引上げによって非常に苦しくなっておりますが、令和3年4月から移動支援の単価は据え置かれたままです。報酬単価の引上げを行う必要があると思いますが、ご見解をお伺いします。

3点目は、人材確保のための対策について。

人材確保のための補助金制度や上乘せ報酬の導入、ガイドヘルパーの資格取得のための支援として、養成講座研修費の一部助成等の検討はできませんか。ご見解をお伺いします。

7項目めは、成人の中等度難聴者への補聴器購入助成についてお伺いします。

現在、本市において、18歳未満の軽・中等度難聴の子どもに対し補聴器購入助成制度が設けられ、一定の条件の下、耳あてや補聴器購入費に対して公的支援がなされていることは承知しています。子どもたちの健やかな成長、また言語の発達を支える重要な制度であると考えます。

しかしながら、成人以降の中等度難聴者、特に高齢者や事故・病気により聴力を失った方々に対しては、補聴器購入の助成制度は現時点では設けておらず、生活や社会参加に大きな支障を来しているとの声が多く寄せられています。

中等度の難聴とは聴力レベルが両耳で約40～70デシベル未満の状態を指し、日常生活に支障を来すレベルの聴力低下で、補聴器の使用が推奨される状態です。具体的には、普通の声での会話が難しく、何度も聞き返す必要がある、またテレビや音楽を大音量でないと聞こえない、また人との会話が成り立たなくなるなど生活の質を著しく低下させる障害です。

加齢性難聴を含め、聞こえに不自由を抱えたまま生活をせざるを得ないことは、認知機能の低下や社会的孤立のリスクが高まることは近年の国内外の研究でも明らかにされています。

2023年にアメリカで行われた大規模研究ACHIEVE試験では、軽度から中等度の難聴がある高齢者に補聴器を使ってもらい、3年間にわたって脳の動きの変化を調べたところ、認知機能が下がるリスクをおよそ48%も抑えられたという報告があります。

世界的にも、聞こえの支援が介護予防の大切な柱と認識

されつつあります。

ですから、聞こえの低下は介護や医療費増加にもつながり、もはや個人の問題にとどまらず、社会全体の緊急課題でもあります。にもかかわらず、現行では、身体障害者手帳の交付基準を満たさない中等度の難聴者は、補聴器が必要とされる状態であっても自費での購入を余儀なくされております。補聴器は安価なものでも数万円、適切な性能を持つ機器では両耳で数十万円を要するのが実情で、経済的には大きな負担です。

既に所得制限はあるものの、身体障害者手帳を持たない18歳以上の中等度難聴者にも補聴器購入の助成を行う自治体が増えており、公平な支援の在り方として全国的な広がりをみせています。

山梨市のように、両耳40デシベル以上で医師の意見書があれば、身体障害者手帳を持たない18歳以上の中等度難聴の方でも所得制限なしで購入費の2分の1を助成している自治体もあります。

本市においても聞こえに困難を抱える市民が安心して暮らせるよう、中等度難聴者への補聴器購入助成制度を検討すべきではないかと考えます。

以上を踏まえ、以下の点についてご見解をお伺いします。

1点目、市として、成人の中等度難聴者に対する補聴器購入支援の必要制についてどのように認識をしていますか。

2点目、今後、手帳の有無にかかわらず、医師の判断に基づいて必要とされる中等度難聴者に対する補聴器購入助成を検討する考えがありますか。

3点目、仮に制度創設が困難である場合、ほかの自治体のようにモデル事業や実態調査から始める検討をしてはどうでしょうか。ご見解をお伺いします。

8項目め、教員の業務負担軽減と安心して働ける環境整備について。

教育は未来への最大の投資であります。子どもたちの可能性を引き出し、健やかな成長を支えることは地域社会の発展に直結し、ひいては日本の未来を築く礎となります。

そのためには、児童生徒たちの学びを支える教員が心身ともに健康で、十分な時間とエネルギーを持って児童生徒たちと向き合える環境を整えることは不可欠だと考えます。

しかしながら、現状においては教員の長時間労働が深刻な課題となっています。現場の教員からは、「授業以外の

業務が多過ぎる」、「ゆとりをもって児童生徒たちと向き合う時間がない」、「土日も部活動で忙しい」等の切実な声が届いています。

本来の授業準備や教材研究に十分な時間を割くことが難しくなっており、部活動指導、膨大な事務作業、保護者対応、さらにはＩＣＴ機器の管理まで、教育以外の業務に追われる日々が続いているのが現状です。

結果として教員の疲弊が進み、若手教員の離職、教員不足といった深刻な課題へとつながっていると考えます。

国においても、教師の働き方改革が重要課題として位置づけられ、業務改善ガイドラインの策定や部活動指導の地域展開などの取組が進められており、本市においてもそれに沿って改革を進めていることは認識しております。実効性を高めるには現場の声を丁寧に受け止め、地域の実情に即した具体的な施策を積極的に展開していくことが必要不可欠と考えます。

そこで、以下5点お伺いします。

1点目、教員の業務実態と長時間労働の現状把握について。

業務改善には教員一人一人の業務実態を十分に把握することが重要です。過重労働が発生している場合には、迅速に改善策を講じることができる体制づくりが求められます。本市では教員の業務実態と長時間労働の現状の把握はどのように行っていますか。

2点目、スクール・サポート・スタッフやＩＣＴ支援員の拡充について。

学校現場では、授業以外の事務作業やＩＣＴ機器の設定・管理などに多くの時間が割かれております。これらの業務を専門スタッフに委ねることで、教員は児童生徒と向き合う時間を確保することができると考えます。

他の自治体ではスクール・サポート・スタッフの配置を拡大することで業務負担が大きく軽減され、教員が本来の教育活動に注力できる環境が整ったという事例もあります。

本市としてもそのような効果を期待し、スクール・サポート・スタッフの人員配置の拡充やＩＣＴ支援員の内容の充実を積極的に進めるべきと考えます。

本市における現在のスクール・サポート・スタッフとＩＣＴ支援員の状況と今後の具体的な計画についてお聞かせください。

3点目、中学校部活動の地域展開の進捗状況について。

部活動は教育的価値を持つ一方で、教員の負担を大きくしている要因でもあります。地域のスポーツ指導者やＯＢ、さらには専門的な資格を持つ人材の協力を得ることで、部活動の質を高めつつ、教員の業務を軽減することが可能です。

地域との連携は、生徒たちの学びを社会全体で支えるという観点からも意義深い取組であります。部活動の地域展開に伴って教員の負担軽減の効果が期待されますが、本市における部活動の地域展開に向けた進捗状況についてお聞かせください。

4点目、教員の相談窓口とメンタルヘルスケアについて。

学校現場において、精神疾患により病気休職を余儀なくされた教員が増加傾向にあります。教員のメンタルヘルスケアは喫緊の課題です。学校教育は教員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われることから、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようなサポート体制が必要です。

本市における教員の相談窓口及びメンタルヘルスケアの取組状況についてお聞かせください。

5点目、今後の教員の業務負担軽減に向けた方針と目標について。

教員の業務負担軽減に向けて、今後の具体的な方針と目標をお示しください。

以上で、私の第1問を終わります。

○石堂大輔議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

阿野議員のご質問中、プレコンセプションケアの推進についてお答えいたします。

まず、プレコンセプションケアの現状についてですが、昨年、我が国で生まれた日本人の子ども数は約69万人となり、1899年の統計開始以来、初めて70万人を割り込みました。

合計特殊出生率も最低の1.15となるなど未曾有の少子化に直面しており、このような状況下において、出生率の向上は国をはじめ我々地方公共団体にとっても最大の命題であります。

この命題を解決するためには、議員ご指摘のとおり、痩せ過ぎや肥満、出産年齢の高齢化などが周産期における母子の疾病リスクを高める要因となることや、痩せ過ぎによる月経異常や無月経のほか加齢による卵巣機能の低下な

どが妊孕性の低下を招き、不妊のリスクを高める要因となることから、将来の健やかな妊娠・出産を迎えるために、性や健康に関して正しい知識を持ち、健康的な生活を送れるように取り組むプレコンセプションケアの大切さを、若い世代に、性別を問わず、十分に認識していただくとともに、環境を整えていくことが重要であると考えております。

このため、本市では、令和5年度開設のこどもの未来健康支援センターみらいえを拠点に、プレコンセプションケアの普及に取り組むとともに、若い世代がプレコンセプションケアに取り組む環境を整えるため、将来の妊娠・出産を希望する女性への卵子の凍結保存に係る費用助成を全国でも高い水準で実施するなど先進的な取組を進めているところであり、この取組の一環として実施している子宮頸がんをはじめ、多くの病気の予防に効果があるHPVワクチンの接種率は、私が市長に就任した令和元年度末時点の1.4%と比較すると、令和6年度末時点では15.8%と約11倍に増加しております。

一方で、プレコンセプションケアの認知度につきましては、全市民を対象としたアンケートは現在のところ実施しておりませんが、令和6年度に実施した20歳代の方に向けた子宮頸がん検診未受診者へのアンケートでは、86%以上が「知らなかった」との回答結果であったことから、十分に認知されていない可能性がある状況でございます。

そのため、今後いかにして若い世代の目線に合わせ、正しい知識の取得方法や相談する場所・手段を伝えていくかが課題であると考えております。

次に、若い世代への認知度向上と情報発信についてであります。現在、みらいえを拠点として、幼児期から40歳未満の方を対象に、自分の体を知り、守ることや命が繋がっていることなどを世代別に分かりやすく伝わるよう、ライフステージに応じたきめ細かな取組を実施しております。

具体的には、保護者と就学前児童、小学生を対象とした親と子の性教育講座を開催するとともに、市内の中学1年生と3年生には思春期出前授業、高校生には出前授業を実施しております。

また、大学生や社会人にはプレコンセプションケアセミナーを開催しており、セミナー受講者の半数を、将来の妊娠に備え、現在の健康状態を調べるプレコンセプションケア健診の受診につなげることができました。

今後の目標につきましては、本年5月に策定された国の

計画では、若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度が5年後に80%以上となることを目指すとされておりますが、前倒しでの目標達成を視野に入れながら、その達成に向け、教育機関や医療機関、民間企業などあらゆる主体の協力を得ながら、若い世代に根気強く啓発を続けるとともに、若い世代を支える全ての市民の皆様にもプレコンセプションケアの考え方を広く周知してまいります。

次に、相談支援体制についてであります。市民の皆様が安心して相談できる環境を整えるためには関係機関同士のさらなる連携が必要と考えております。

このため、まずは相談窓口として、みらいえの存在を広く市民の皆様知っていただけるよう周知に努めていくとともに、医療機関や助産所の専門職の方々がプレコンセプションケアの相談に適切に対応いただけるよう、スキルアップ研修を開催するなど、様々な取組を通して、みらいえと医療機関などが密接に連携し、市民の皆様に確実に支援が届く体制を構築してまいります。

なお、基礎疾患を抱える方の専門的な相談機関につきましては、現在、都道府県が実施主体となっており、兵庫県では、神戸大学医学部附属病院が相談支援を行っております。

本市といたしましては、さらなる支援体制の充実に向け、市内の医療機関などと連携し、包括的な支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、オンライン活用の提案についてであります。若い世代にとってオンラインを活用した情報提供は極めて効果的であると認識しております。

本市では、プレコンセプションケアに関するユーチューブ動画をホームページ上で公開し、SNSを活用した広報に取り組みつつ、メタバース型の学びの空間である学習プラットフォームにみらいえの個別相談コーナーを設置し、本年9月から相談受付を開始したところでございます。

今後は、議員ご紹介の他都市事例も参考にしながら、さらなるSNS活用による情報発信、オンラインセミナーの開催、LINE等を活用した匿名相談窓口の設置など、若い世代がアクセスしやすい環境整備を進め、プレコンセプションケアが市民の皆様の健康の新常識となるよう、正しい知識の普及と様々な手法での情報提供に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

山田副市長。

○山田基靖副市長（登壇）

議員ご質問中、私からは、3項目めの「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた取組についてお答えいたします。

まず1点目の、制度の本格実施に向けた市の基本的な方針につきましては、本市におきましても、こども誰でも通園制度の実施が、子どもの育ちを応援するとともに保護者への子育て支援につながると考えていることから、今後も利用を希望する子どもの誰もが本制度を利用できるように実施施設の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の実施施設の選定方針につきましては、利用ニーズに対し提供体制が過剰とならないように配慮する必要がありますので、実施意向のある施設を全て認可するものではございませんが、現時点では実施施設の数が十分ではないため、その拡充を主軸に置きつつ、地域ニーズや施設間のバランスも考慮の上で選定を行うこととしております。

3点目の受入体制整備の進捗状況と課題につきましては、複数の施設から、事業実施について検討しているものの保育士や保育スペースの確保が難しいとの声をいただいております。

本市といたしましても、保育人材の確保に努めるとともに、施設向けの説明会を実施するなど、受入体制の整備を促進することが必要であると考えております。

4点目の、「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」の両立につきましては、一時預かり事業は保護者の立場から見た一時的な保育のニーズに対応するため実施する事業であるのに対し、こども誰でも通園制度は子どもが様々な経験を通じて成長していくことを支援していく事業であると認識しております。

それぞれの事業の目的は異なるため、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた実施施設の拡充に取り組むとともに、一時預かり事業についても保護者ニーズに応えられるよう、実施施設の確保に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

5点目の保護者のニーズを反映した制度設計につきましては、利用を希望する誰もが通園できる環境を整備する観点から、1人でも多くの方が利用できるよう、現状、国が定める月10時間の運用が適切であると考えております。

利用時間帯につきましては、利用ニーズの多い時間帯の受入数を増やすなど、保護者のニーズを踏まえて取り組んでまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

福本健康福祉局長。

○福本裕丈健康福祉局長（登壇）

議員ご質問中、私からは、2項目めの1点目及び2点目、6項目め並びに7項目めについてお答えいたします。

まず、2項目めの1点目、公共施設における搾乳環境の整備状況についてでございますが、本庁舎、保健センター、みらいえなどの公共施設におきましてはおおむね各施設に必要な授乳室を設置しており、出産後に搾乳が必要な方にも授乳室を利用していただける状況ではあります。

しかし、議員ご指摘のとおり、授乳室において母親が安心して搾乳できることの周知につきましては不十分であると認識しております。

今後は、授乳室等において搾乳がしづらいとの意見や、国土交通省のガイドラインが改訂されたことも踏まえ、搾乳できることを示すシンボルマークなども活用し、適切な周知ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の民間施設や事業所との連携についてでございますが、搾乳を必要とする方が外出先や仕事復帰後の勤務先で安心して搾乳できるよう、社会全体で搾乳に対する知識や理解を深めるとともに環境を整えていくことは大切であると考えております。民間施設や事業所に対しましても、まずは各事業所が搾乳や搾乳スペースの必要性についての正しい知識や理解を深めることができるよう啓発を進めてまいります。

次に、6項目めでございます。

まず、1点目の移動支援事業の利用実績についてでございますが、令和6年度の実利用者数は令和5年度と比べ48人増の545人、延利用時間数は2,705時間増の5万7,391時間、給付費は約300万円増の約1億2,500万円となっております。

実利用者数はコロナ禍前の水準に戻っていないものの、延べ利用時間数は近年伸び続けており、コロナ禍前の水準を上回っております。

一方、事業所数が減少しているため、希望どおりマッチングすることができず利用が叶わなかったケースもあると考えられますが、制度上、自治体に報告がなされないことからその件数の実数は不明でございます。

今後、実利用時間の割合などの指標も調査しつつ、件数把握の手法について研究してまいります。

次に、2点目の報酬単価についてでございますが、本市の報酬単価は身体介護の有無について区別が難しいという事業所等の意見を踏まえ、県内他市のように身体介護の有無により差を設けず一本化しております。

そのため、身体介護を伴う場合の単価を単純比較しますと若干低くなりますが、身体介護の有無を平均した場合には他市と同水準以上になるものと考えております。

しかしながら、近年の人件費等の増加により事業所の経営が厳しくなっている状況もあると認識しており、移動支援が安定して提供できるよう、近隣他都市の状況や事業所からの意見を踏まえつつ、報酬単価の適切な設定に取り組んでまいります。

次に、3点目の人材確保のための対策についてでございますが、令和7年度から、障害福祉サービス全体にわたる人材確保対策として、離職防止に効果的な職場環境・雇用環境の改善について専門家による訪問支援を実施しておりますが、議員ご提案の補助金制度や上乗せ報酬、研修費用の助成などの支援策につきましても、他市の状況を踏まえ検討してまいります。

特に上乗せ報酬につきましては、法定給付である障害福祉サービス事業と同様に、国・県の財政措置を受けた処遇改善加算を手当てすることができれば、より実効性の高い人材確保支援策になると考えており、今年度、本市を含めた近畿圏の自治体が協調して、移動支援の法定給付化の要望を国に対して行ってまいります。

次に、7項目めの成人の中等度難聴者への補聴器購入助成についてでございます。

難聴が日常生活におけるコミュニケーションに支障を来し、社会参加や生活の質に大きな影響を及ぼすものであることや、補聴器の購入には経済的負担を伴うことから、難聴者に対する補聴器購入支援の必要性については本市としても認識しているところでございます。

現在、市の補聴器給付事業は国の補装具制度に基づき実施しており、その対象は、国が全国一律の基準として定めた身体障害者手帳における聴覚障害者に限定しております。

難聴者への補聴器の購入助成についても、居住地域によって基準や助成内容などに格差が生じないように、国が全国一律で定めることが必要であると考えており、市単独で購

入助成を行うことについては慎重な検討が必要であると
考えております。

難聴者支援の在り方につきましては全国一律の制度として検討すべき課題ではありますが、本市としましては、他都市の取組状況について調査を行い、その結果を踏まえ、国や県に対して制度化に向けた要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、2項目めの3点目についてお答えいたします。

本市の公共施設や商業施設の授乳室での搾乳マークの
掲示につきましては、今後、搾乳についての理解を深める
とともに、搾乳スペースの必要性についての周知啓発を行
い、神奈川県が作成いたしましたシンボルマークの活用も
含めて、庁内関係部署と連携をしながら検討してまいりま
す。

また、姫路市公式LINEの「あかちゃんの駅」への搾乳可能な場所の情報追加につきましては、公式LINEを運用しておりますデジタル戦略室と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

あわせて、子育てガイドブックや子育て応援サイトわくわくチャイルドにおきましても情報提供を行うなど、様々な媒体を通じて子育て情報を発信し、安心して外出できる環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長（登壇）

私からは、4項目め及び8項目めについてお答えいたします。

まず、4項目めについてでございますが、姫路市における制服や体操服のリユースの現状につきましては、各校のPTA等が主体となり、保護者に体操服や制服の提供を依頼し、支援を必要とする児童生徒へ貸し出したり、リユースの仕組みを整え、希望者に譲渡したりしている学校があると聞いております。

次に、市としてリユース制度を創設することにつきましては子育て世帯支援のよい方策となるとは考えておりますが、各学校の対応が必要となる場合は教職員の新たな業

務負担を生み出す可能性が高いため、慎重な判断が必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、姫路市社会福祉協議会等が発足させた居場所連絡会が主催する、つなぐ制服おゆずり会と現在も情報をやり取りするなど協力をしており、今後も継続していきたいと考えております。

次に、8項目めの1点目、業務実態と長時間労働の現状把握についてでございますが、教職員の超過勤務時間については、毎月、教職員一人一人の記録簿によって勤務実態を把握しております。

次に、2点目、スクール・サポート・スタッフやICT支援員の拡充についてでございますが、スクール・サポート・スタッフにつきましては市立学校に1名ずつ配置できる予算を確保しており、今年度は109校中104校に配置が完了しております。

今後は、各学校のニーズに応じた業務内容の見直しも含め、拡充について検討してまいります。

ICT支援員につきましては、支援を希望する学校からの要請による派遣を行っており、今年度は希望した全ての学校へ対応できております。

今後は、要請による派遣やICT活用が進んでいない学校への重点的な派遣を行うとともに、ICT支援員が各学校の支援により蓄積した知見を校内研修やウェブサイトで各学校に周知し、支援の充実を図ってまいります。

次に、3点目、中学校部活動の地域展開の進捗状況についてでございますが、令和8年9月から本市の休日における部活動の地域展開を担う姫カソクラブについては、本年4月から7月末まで登録団体の1次募集を行い、軟式野球やサッカーなど団体募集をした6競技で74の団体を登録いただきました。

これに加えて、ソフトテニスや剣道などの8競技については、今後、各競技の協会・連盟が主体となって登録団体、指導者等の活動体制を決定する予定でございます。

さらに、1次募集において十分に確保できていない競技や地域を中心に9月から2次募集を行い、各協会・連盟が主体となる競技も含めて、順次、活動体制を整えていく予定でございます。

加えて、独自運営を行う民間団体等と連携した姫カツ連携活動につきましても、先行調査で301団体が参加の意向を示していただいております、当初の予定を前倒して9月から団体募集を行うこととしました。

今後、市内各地で多種多様な活動が展開できるよう、さらなる団体や指導者の確保に努めてまいります。

次に、4点目、相談窓口とメンタルヘルスケアについてでございますが、教職員の相談窓口につきましては、教職員が各自オンラインや電話等による相談を行うことができる各種相談窓口を定期的に周知しております。

メンタルヘルスケアにつきましては、全教職員を対象に実施するストレスチェックや毎月の校内安全衛生委員会において、教職員からの健康状態の聞き取りを管理職に義務づけております。その中で、長時間勤務や健康被害が疑われる教職員につきましては、管理職から産業医や学校医への健康相談を促す体制を整えております。

次に、5点目、今後の業務負担軽減に向けた方針と目標についてでございますが、教員の働き方改革は子どもたちに質の高い教育を提供するためには不可欠でございます。

教員の業務負担軽減に向けて、教員以外が担うべき業務の精査や保護者・地域の理解と協力を得ることで、教育環境の改善に努め、子どもたちと向き合う時間をより確保できるよう努力してまいります。

まずは、超過勤務時間が月80時間を超える教職員をゼロにすることを最優先とし、全ての教職員が月45時間以内の超過勤務時間となることを目標として働き方改革を推進いたします。

これにより全ての子どもたちが安心して学び、健やかに成長できる教育環境の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

加藤総合教育監。

○加藤 聡総合教育監（登壇）

私からは、5項目め、奨学金返還支援制度の拡充についてお答えいたします。

ひめじ創生奨学金返還支援制度は、35歳以下の若者が3年の間、姫路市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内で就業を継続した場合に、奨学金の返還を支援する制度でございます。

1点目の制度の利用実績と効果についてですが、本制度は本市と対象となる若者のそれぞれにとって恩恵のある制度だと認識しております。

まず、本市にとりましては、本市での定住や定住の継続を促進する効果があり、そして本制度により補助金の交付を受けた若者にとりましては、最大200万円の支援額によ

り奨学金返還の負担を大幅に軽減する効果があると考えております。

また、本制度により補助金の交付を受けた若者の結婚や、ご本人または配偶者の出産に対して各10万円の追加支援を行うことにより、本市での結婚や子育てを後押しし、若者のライフイベントへの支援にも寄与する制度としております。

本制度は令和6年度に創設しており、初年度となる令和6年度は募集人数80人に対して応募要件を満たす申請が88件あり、予算の範囲内に収まったことから88人全員に交付決定いたしました。

今年度も12月12日まで申請を受け付けておりますが、昨年度と同様に多くの問合せや申請についての相談をいただいております。若者の需要に応える制度であると感じております。

次に、2点目、制度の対象となる業種についてですが、本市はものづくりのまちであり、ものづくりを支える企業が多数集積しているという特性を踏まえて、製造業と建設業、さらに、これらの業種と密接な関係にある情報サービス業を対象の業種としております。

また、本市の北部や家島諸島などで盛んな農林水産業において就業者数が減少している状況を踏まえ、第1次産業も対象の業種としております。

そのほか、本市において人材不足が顕著であり、少子高齢化が急速に進む中で、一層の人材の需要増加が見込まれる医療、福祉についても対象の業種としております。

次に、3点目の制度の対象や支援額の拡充についてですが、本市を含む播磨圏域の8市8町は連携中枢都市圏を形成し、幅広い分野において連携した取組を行っております。本制度では播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの趣旨を踏まえつつ、域内における人材確保という観点での地域産業への支援も目的として、就業先の本店所在地や就業場所を同圏域内に設定しております。

今後も申請状況や実績を踏まえ、県を含めた他都市の制度、そして関係する国の制度の動向なども注視しながら、毎年度、適宜適切に見直しつつ、対象や支援額など制度内容の検討を続けてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

2番 阿野れい子議員。

○阿野れい子議員

すみません、2つほど第2問をさせていただきます。

1つ目は奨学金返還支援制度の拡充についてなんですけれども、今、答弁をいただきまして、ひめじ創生奨学金返還制度がすばらしい制度であるということは認識しております。

質問の中で、どうしてこの業者を選んでののかということに対して、ものづくりのまちということがベースになっていることであったり、人材不足、また、そういったところに対しての支援ということもあってというお話がありましたけれども、全ての業種が対象とはなっていないということで、例えばこれ、自営業とかフリーランスの方はどうなってるのかなということと、また、同じ市民であっても働く業種によって支援を受けられる人と受けられない人がいるのは不公平に感じるんですけれども、地域に定着して働く若者全体を支援する制度にすべきと思いますけれども、再度ご見解をお伺いいたします。

それからもう1点目、教員の業務負担軽減と安心して働ける環境整備についてのところで、スクール・サポート・スタッフの配置のご答弁をいただきました。

今109校中104校が配置がされているということで、目指すところは各1校に1人という配置なのかなと思っているんですけれども、学校の規模っていうのが大きかったり小さかったりということがあると思うので、各校に1人っていうのではちょっと不十分かなというふうに思われます。

本当に人を増やすということは人件費もかかってくることで、予算の確保と本当に教育にかかるお金っていうのがもちろんあるんですけれども、やっぱり教育に資する予算の確保というのは、本当に単なる経費ではなくて、姫路市の未来を拓く先行投資というふうにも思われます。

そういった辺りを踏まえて再度ご答弁をお願いいたします。

○石堂大輔議長

久保田教育長。

○久保田智子教育長

ご質問ありがとうございます。

私たちも、現状のシステムでは各校に1人ずつスクール・サポート・スタッフをつけるというふうなつくりになっておりまして、ただ、議員ご指摘のとおり、それぞれの学校には規模の違いがございますので、業務の多い少ないの差もございます。

このところ、このシステムとしては各校に1人ずつとい

うふうに決まっているものですから、今すぐにそれを変え
るというわけにはいかないんですけれども、まず第一歩と
して、各学校がどういう内容のことをスクール・サポー
ト・スタッフにしてもらいたいのかの差は業務の内容を変
えることで対応できていくと思いますので、まずそこから
着手したいというふうに考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

加藤総合教育監。

○加藤 聡総合教育監

ご質問いただきましてありがとうございました。

2問目のご質問いただいた点については、議員ご指摘の
とおりというふうに受け止めております。

加えて申し上げますと、今回ご質問いただきました現行
の制度についての今の制度の内容、それから実績について
答弁させていただきましたけれども、同じように奨学金の
返還支援制度というのは、旧制度というものも令和2年度
から令和5年度まで実施していたものがございました。

当時の制度はひめじ I J U 定住奨学金返還支援制度と
いうものでございましたけれども、この制度をさらに拡充
する形ですね、対象を広げて、現在の現行の令和6年度
以降の、先ほど答弁申し上げた制度になっているというこ
とでございまして、我々、本市としまして、その対象で
あるとかですね、その業種というものは、議員ご指摘のと
おり、もっと使い勝手がいいものにしていきたい、充実し
ていきたいということで拡大して現在のものに至ってい
るというような経緯もございますので、ご指摘も踏まえて
ですね、またこの実績、それから、申請状況等も踏まえて
さらに充実できるように、これから検討、毎年度、重ねて
いきたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、阿野れい子議員の質疑・質問を終了します。